

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

- ◆規則
- 目次
- 国有資産等の所在市町村交付金及び納付金に
関する法律施行細則の一部改正
- ◇告示
- 收入証紙小売さばき人の指定
- 土地の立入測量及び調査
- 基本測量の終了
- 堤防敷地の公用廃止
- 土地改良区の設立認可
- 土地改良事業の認可
- 肝てつ検査及び駆除の実施
- ◆教委告示
- 募集 告示 昭和三十三年度鳥取県立高等学校の生徒
- 臨時教育委員会の招集
- 市町村職員共済組合の昭和三十三年度事業計
画変更書

改める。

(い)	県職員の宿舍の用に供する 土地及び家屋	一八、七〇
	土地及び家屋の用に供する	一七、八六

に、同条表中に、

鳥取県規則第五十五号

国有資産等の所在市町村交付金及び納付金に
関する法律施行細則の一部を改正する規則

昭和三十二年十二月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国有資産等の所在市町村交付金及び納付金に
関する法律施行細則の一部を改正する規則

則

国有資産等の所在市町村交付金及び納付金に
関する法律施行細則（昭和三十一年十二月鳥取県規則第八十二号）
の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十一年度分」を「昭和三十二年度分」

に、

第三条中「昭和三十一年度分」を「昭和三十二年度分」と改め

に、「昭和三十一年度」を「昭和三十二年度」に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

00164

第2880号 2

告 示

鳥取県告示第六百七十一号

鳥取県收入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和三十二年十二月十日次のとおり指定した。

昭和三十二年十二月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十二年十二月十七日 火曜日 鳥取県公報 第2880号

番号 氏名 売さばき場所 住 所

三〇三 岩井交通安全協会協会長 中村 茂樹 岩井警察署内 岩井交通安全協会

三〇四 郡家交通安全協会協会長 中尾 春雄 郡家警察署内 郡家交通安全協会

三〇五 倉吉交通安全協会協会長 桑名 節藏 倉吉市明治町一・〇二二ノ二

三〇六 八橋交通安全協会協会長 井木 国雄 八橋警察署内 倉吉交通安全協会

三〇七 境港交通安全協会協会長 松本 豊 境港警察署内 八橋交通安全協会

東伯郡東伯町字八橋

境港市上道町五八

昭和三十二年十二月十七日

00165

3 昭和三十二年12月17日 火曜日 鳥取県公報 第2880号

鳥取県告示第六百七十二号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定により次の区域の土地に立ち入り、測量及び調査をする旨日本国有鉄道大阪工事局長から通知を受けた。

昭和三十二年十二月十七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 作業の種類 基本測量（辺長測量）

一 作業の地域 倉吉市

東伯郡 北条町、関金町、三朝町

一 終了月日 昭和三十二年十月二十四日

一 立ち入るべき土地の区域

米子市車尾

吉岡

浦津

鳥取県告示第六百七十三号

次のとおり基本測量を終了した旨、建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十二年十二月十七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 作業の種類 基本測量（辺長測量）

一 作業の地域 倉吉市

東伯郡 北条町、関金町、三朝町

一 終了月日 昭和三十二年十月二十四日

一 立ち入るべき期間

昭和三十二年十一月二十六日から

昭和三十三年三月三十一日まで

鳥取県告示第六百七十四号

次の堤防敷地はその公用を廃止する。

昭和三十二年十二月十七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 西伯郡西伯町大字落合字才ヨシキ河原地内
堤防敷地面積二八五、一坪

（関係方面は土木部管理課に保管）

昭和32年12月17日 火曜日 鳥取県公報 第2880号

鳥取県告示第六百七十五号
 日野郡江府町大字宮市森房美ほか十四人の者から申請のあつた宮市土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十二年十二月六日認可した。

昭和三十二年十二月十七日 鳥取県知事 遠藤茂

昭和三十二年十二月十七日 鳥取県知事 遠藤茂

江北土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業計画について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十二年十月十一日認可した。

昭和三十二年十二月十七日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県告示第六百七十六号
 江北土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業計画について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十二年十月十一日認可した。

昭和三十二年十二月十七日 鳥取県告示第六百七十七号

別表	実施期日	実施区域	実施場所
	十二月十七日	日野郡根雨町 板井原、金持、高尾家畜 検査場	

十二月十七日 日野郡根雨町 板井原、金持、高尾家畜
検査場

次のように肝てつ、検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対しても検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十二年十二月十七日

鳥取県知事 遠藤茂

茂

- 一 実施の目的 肝てつ、予防及び駆除のため
 二 実施の区域 別表のとおり

牛。ただし、生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法
 肝てつ、検査 皮内注射反応虫卵検査法
 肝てつ、駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

昭和三十二年十二月十七日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県教育委員会告示第三十一号
 昭和三十三年度鳥取県立高等学校の生徒を次の要項によつて募集する。

昭和三十二年十二月十七日 鳥取県教育委員会委員長 米原穰

昭和三十三年度鳥取県立高等学校入学者選抜実

三十三年	一月	八日	三土、門谷、濁谷	三十日	三十一日	金屋谷、岩立
"	"	"	小林、本郷、下榎	"	"	"
"	"	"	江府町 御机、美用	"	"	"
"	"	"	助次、下蚊屋	"	"	"
"	"	"	大内、未鎌、福永	"	"	"
"	"	"	籠原、柄原、大竜	"	"	"
"	"	"	大河原、吉原	"	"	"
"	"	"	西成、袋原、大満	"	"	"
"	"	"	日ノ詰、尾上原、池内	"	"	"
"	"	"	下安井、荒田	"	"	"
"	"	"	洲河崎、武庫	"	"	"
"	"	"	栗尾、小原、杉谷	"	"	"
"	"	"	原、宮市、具田	"	"	"
"	"	"	上柿原、下柿原、佐川	"	"	"
"	"	"	江尾、久連、小江尾	"	"	"
"	"	"	溝口町 大原、大倉	"	"	"
"	"	"	大阪、富枝	"	"	"

昭和三十三年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程の第一学年生徒の募集ならびに入学者選抜を次の要項によつて実施する。

- 一 各高等学校の課程別募集生徒数は別に定める。

- 二 出願資格

(込の者を含む)

2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

三 出願手続

1 志願者は鳥取県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号)に定める通学区域に従わなければならない。

2 志願者は希望により第一志望の外に第二志望校として他の学校及び課程を出願することができる。ただし同時に二以上の学校を第一志望校として併願することはできない。

3 志願者は、入学志願書(用紙は県教育委員会所定のもの)に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料の額三百円に相当する鳥取県収入証紙をはつて(消印をしてはいけない)出身中学校長を経由して出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。

4 第一志望校の校長は願書を受けたときは、受検

証を交付しなければならない。

5 出身中学校長は出願期間内に第一志望校の校長に報告書(用紙は県教育委員会所定のもの)を提出しなければならない。

四 志願者の属する通学区の決定

1 志願者の属する通学区は志願者が生活を共にする保護者(親権者又は後見人)の住所地と学区を異し、志願者の単独居住等は認めない。

2 志願者が保護者と同居し、その住所地と学区を異なる中学校に通学している場合は、出願の際次の書類を添えて提出しなければならない。

① 保護者と同居の居住証明書

② 現に保護者の住所地に同居して通学している旨の中学校長の証明書

③ 区域外就学の理由を証明するに足る書類

3 やむを得ない事情で現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い同居していない側の保護者の住所地を所属学区として希望する場合は、別

00169

昭和32年12月17日 火曜日 鳥取県公報 第2880号 6

第2880号

7 昭和32年12月17日 火曜日 鳥取県公報 第2880号

記第一号様式の願書に出身学校長の証明書及び次の書類を添えて二月十三日から二月十八日までの間に

県教育委員会(高校教育課)に提出し学区の認定を受けなければならない。

④ 保護者の居住証明書

⑤ 別居の理由を証明するに足る書類

⑥ 前項の場合、学区制の適用を忌避する目的をもつて虚偽の事実を出願していることが判明したときは、

入学許可後であつても所属学区の高等学校に転校させることができない。

⑦ 学区外及び県外志願者の取扱いについては別に定める。

⑧ 所属学区の認定を受けた志願者、学区外又は県外志願者で出願の許可を受けたものはそれぞれ県教育委員会の発行した所属学区認定書、学区外又は県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

⑨ 出願期間及び受付場所

1 出願期間

昭和三十三年二月二十一日(金)から二月二十八日(金)まで

毎日九時から十七時まで(日曜日は除き、土曜日は十二時まで)郵送の出願書類は二月二十八日の消印のあるものは有効とする。

2 受付場所 各第一志望校

3 学力検査

1 入学志願者はもれなく学力検査を受けなければならぬ。

2 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和三十三年度県立高等学校入学者選抜学力検査管理委員会(以下「管理委員会」という。)の管理のもとに、

入学志願者全員に対して一斉に行う。

3 検査教科は国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育及び職業・家庭の八教科の外、外国语(英語)(以下「英語」という。)職業・家庭

(選択)の二教科のうち一教科を自由選択により受検しなければならない。

なお志願者は選択教科について、あらかじめ英語、職業・家庭のうちから一教科を選んで入学志願書に明記しておくものとする。

4 検査日時

昭和三十二年三月十二日(水)一日間、九時三十分から次の時間配当によつて全県一斉に行う。

第一時 九時三十分――十時三十分(六十分)
第二時 十時五十分――十一時五十分(〃)
第三時 十二時 十分――十二時三十分(二十分)
第四時 十三時二十分――十四時二十分(六十分)
第五時 十四時四十分――十五時四十分(〃)

5 検査会場

検査会場は各県立高等学校ごとに設ける。

受検者は第一志望校に設けられる会場で受検するものとする。

6 検査教科時間配当

と。

四 実施のために特別の器具、材料を要しないものであること。

(六) 検査の事務処理を円滑にするものであること。

七 学力検査管理委員会

1 管理委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 教育長

総務係長 高校教育課長

庶務係長 庶務係長 係員

問題作成係 長 指導係長 係員
高校教育課幹名

高校教育課幹係員、義務教育課幹係指導主事、その他事務局職員若干名

教育研究所職員若干名

高等教育課幹係員若干名

高等教育課幹係員若干名

会場係長 人事係長 係員

高校教育課幹係員若干名

ただし各会場責任者は当該高等学校長とする。

2 管理委員会は次の事務を行う。

庶務 各会場及び委員との連絡、検査問題、模範解答例の印刷配布、検査に要する経費

の処理、その他いすれにも属しない事項。

問題作成 検査問題及び模範解答例ならびに採点基準作成。

会場 受付、会場準備、検査実施及び終末処理。

採点 学力検査の答案採点、学力検査成績簿作成、送付。

3 各会場の採点責任者は、別記第一号様式によつて学力検査成績簿一部を作成し、各受検者の得点を記入して三月十五日までに管理委員会へ提出するもの

国語、社会、数学、理科 各四十分
音楽、図画工作、保健体育、職業・家庭(必修) 各二十分

選択教科(英語又は職業・家庭(選択))のうち志願者の選択する一教科 二十分

7 学力検査問題出題方針

学力検査問題は次の各項の主旨にそつて出題する。

(一) 中学校の教育方針に反しないものであること。

知識偏重におちいり記憶のみに頼り従つて特定の準備を必要とするようなものはさける。

(二) 既習の学力を見るだけではなく将来の能力、創造的能力、批判力、思考力と検査できるもの。

(三) 中学校の學習指導要領を基準として作成し、特定の書物だけから出題せずどのような地域の教師でも取扱うことのできる資料を使って出題する。

(四) 採点を公平にすることができるものであること。

採点者の主觀によつて採点する部分ができるだけ少く、かつ細部にまで絶対値の出るものであるこ

00173

00172

- 八 入学者の選抜
4 学力検査の成績は原則として公表しない。
5 前項の色神検査、機能検査は学力検査終了後行う。
6 色神検査

1 入学志願者の数が募集定員に満たない課程については、全員入学を建前とする。ただし心身に異常があつて修学にたえないと認められる者は入学を許可しないことがある。

2 入学志願者が募集定員を超過した場合は、各高等学校において出身学校長から提出された報告書と学力検査成績などを資料として選抜を行う。この場合報告書の学習の記録と学力検査の成績とは同等に取扱う。

3 学力検査の成績については、実施した全教科の成績を選抜の資料とする。

4 入学者選抜のための身体検査及び面接は実施しない。ただし工業科、水産科の志願者（第二志望を含む）に対しては、それぞれ第一志望校において、色神検査、機能検査を行う。

- 九 入学許可者の発表
- 四 色神検査を受けたものは、証明書を入学志願書に添えて提出しなければならない。
- 五 前項の色神検査、機能検査は学力検査終了後行う。
6 色神検査
- 1 中学校長は受検者の名簿を検査の前日までにそれぞれの学校に提出しなければならない。
2 色神検査を行う日は二月十八日（火）とする。
受検者は必ず十三時までにそれぞれの学校に集合しなければならない。

期日 昭和三十三年三月十六日（日）十二時

場所 各高等学校

十 注意事項

- 1 本要項に関する質疑はもよりの高等学校において行われたい。
- 2 入学志願書及び報告書用紙は、東部地区は高校教育課、中西部地区は各給与事務所で受取られたい。
- 3 一たん受理した入学志願書及び入学選抜手数料は返さない。

第一号様式

所 属 学 区 認 定 願

現 住 所 (小学校区)

(続 柄)

本 人 氏 名

生 年 月 日

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

印 印

出身中学校長

印

私は左記の事情により所属学区を認定していただきたいので特別事情を証明する資料を添えてお願いいたし

第二号様式

学力検査成績簿

私は左記の事情によつて学区外高等学校に入學志願したいので許可して下さいますよう特別事情を證明する書類を添えてお願いいたします。

一 保護者現住所
二 居住予定地

第一号様式
学区外高等学校出願許可願
現住所 (小学校)
保護者氏名 (本人との統柄)
本人氏名
生年月日

第一号様式

学区外高等学校出願許可願

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを證明する。

印

印

四 虚偽の事実に基いて出願したことが判明したときは、入学許可後であつてもこれを取消し又は所属学区の高等学校に転校させることがある。

五 願書の受付期間は二月十三日(木)から二月十八日(火)までとする。

一 保護者現住所
二 居住予定地 鳥取県 郡市 村町 中学校卒業
三 出身学校 県 郡市 村町 番地
四 氏名

第三号様式

県立高等学校学区外志願者出願許可書

三 出身学校
四 志望高等学校及び課程
五 特別事情(具体的に詳細に記入する)
昭和 年 月 日
本人氏名
保護者氏名
印

三 出身学校
四 志望高等学校及び課程

五 特別事情(具体的に詳細に記入する)
昭和 年 月 日
本人氏名
保護者氏名
印

番号	受検 氏名	出身 学校	必修教科					選択教科 合計
			国語	社会	数学	理科	音楽	
			国語	社会	数学	理科	音楽	
			國語	社會	數學	理化	音樂	
			國語	社會	數學	理化	音樂	
			國語	社會	數學	理化	音樂	
			國語	社會	數學	理化	音樂	
			國語	社會	數學	理化	音樂	
			國語	社會	數學	理化	音樂	
			國語	社會	數學	理化	音樂	

注 全日制、定時制別課程別に作成すること。

昭和三十三年度県立高等学校学区外志願者

取扱要項

一 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号)第三条の規定に基づき、昭和三十三年度県立高等学校入学志願者のうち学区外高等学校に出願するものについては、次の各号に該当する者についてこれを許可する。

- 1 昭和三十三年五月三十一日までに確實に保護者と共に他学区に住所地を変更する場合
- 2 通学距離、学資支弁者の関係、その他真にやむを得ない事情で他学区の近親者の住所地に居住する場合

昭和三十三年度県立高等学校学区外志願者

取扱要項

(1) 前項第一号に該当する場合
特別事情を説明するに足る書類

(2) 前項第二号に該当する場合
近親者の居住証明書

親族関係の証明書

近親者の同居承諾書及び身元引受書
特別事情を説明するに足る書類

三 県教育委員会は審査の結果、願書記載の事実が真実で事情やむを得ないと認めたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。

出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

二 前項各号に該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は、別記第一号様式による願書に出身学校長ならびに所管地方教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。
えて県教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。

進学に伴いやむを得ず鳥取県内の近親者等の居住地に居住する場合。

二 前項第二号によつて県立高等学校に入學を希望する県外志願者は別記第一号様式による願書に出身学校長、所管県教育委員会の証明書及び次の書類を添えて県教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。

- 1 (イ)に該当する場合
保護者及び志願者の居住証明書
- 2 (ア)に該当する場合
事情を証明するに足る資料
- 3 (ハ)に該当する場合
近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者の同居承諾書及び身元引受書、特別事情を証明するに足る書類

三 願書の受付期間は二月十日(月)より二月十五日(土)までとする。

第一号様式

県立高等学校県外志願者出願許可願

保護者氏名

(本人との続柄)

現住所

本人氏名

生年月日

審査の結果事情やむを得ないものと認め左記の通り県立高等学校の入学出願を許可する。

記

一 学校名 鳥取県立 高等学校 科 課程
昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

昭和三十一年度県立高等学校県外志願者取扱要項

一 昭和三十一年度県立高等学校入学志願者うち、鳥取県公立中学校の出身者(卒業見込の者を含む)で保護者(親権者又は後見人)と共に居住している志願者以外の志願者(以下県外志願者といふ。)は次の各号に該当する場合を除き県立高等学校の出願を原則として許可しない。

1 次表の上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合。この場合は出願許可の手続きを必要としない。

島根県	兵庫県
阿哲郡	美方郡
八束郡	宍道湖町、温泉町
美保関町	智頭農林高等学校
(イ) 鳥取県内に保護者と共に鳥取県内に居住する者	倉吉東高等学校
(ロ) 昭和三十一年五月三十一日までに確実に保護者(親権者又は後見人)と共に鳥取県内に居住する者	倉吉農業高等学校
(ハ) 学資支弁者、その他特別の事情により高等学校	日野産業高等学校
(ニ) 鳥取県内に保護者と共に鳥取県内に居住する者	境水産高等学校

事情を証明する書類を添えてお願ひいたします。

記

- 一 保護者現住所
- 二 居住予定地
- 三 出身学校

四 特別事情（具体的に詳細に記入する。）

昭和 年 月 日

本人 氏名
保護者氏名

印 印

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

印

第二号様式

県立高等学校県外志願者出願許可書

一 現 住 所	県	市	郡	村	番地
---------	---	---	---	---	----

一 居住予定地	鳥取県	郡市	村町	番地
---------	-----	----	----	----

鳥取県教育委員会告示第三十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年十一月十七日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 積

一 日時 昭和三十一年十一月二十五日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 1 昭和三十三年度予算について

2 その他

三 出身学校 県 市 郡 村 中学校卒業
四 氏 名 記

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合の昭和三十一年度事業計画変更書を議決したので、規約第四十六条の規定によりその概要を次のとおり公告する。

昭和三十一年十一月十七日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 野 坂 寛 治

(1) 各経理における事業計画変更の概要

経理単位名 概 要

業務経理 職員給与の改善並びに自治会館に事務局を移転するに要する費用の増額のため計画変更を行ひ。

短期経理 宿泊経理へ2,500,000円の貸付を行う。この財源については、新規与改訂に伴う掛金及び負担金の增收分を充当する。

長期経理 変更なし。

宿泊経理 増築工事を行うため短期経理より2,500,000円の借入を行う。

保健経理 当初計画していた大山保養所の委託助成金を取止めた。

00181

第2880号 第2880号 18
昭和32年12月17日 火曜日 鳥取県報公報

00180

昭和32年12月17日 火曜日 鳥取県報公報

事 項

短 期 經 理 総 則

内

昭和32年度当初計画

昭和32年度変更計画

答

科 目	昭和32年度末		比較増減(△)
	当 初 計 画 额	変 更 計 画 额	
(借 方)預金短期貸付	14,031,000	14,363,900	332,900
信付金託金定期収支基金会員金定期	2,000,000 4,000,000 70,600	2,000,000 4,500,000 4,000,000 70,600	2,000,000 2,500,000
未支払金定期合計	1,414,000	1,414,000	—
(貸 方)預金定期貸付	21,515,600	26,848,500	5,332,900
未支払定期未足補てん積立金計	4,000,000 3,660,000 4,320,400 9,535,200	4,000,000 3,660,000 4,320,400 14,868,100	— — — 5,332,900
合計	21,515,600	26,848,500	5,332,900

短期経理予定貸借対照表

短期経理予定損益計算書

科 目	昭 和 3 2 年 度	昭 和 3 2 年 度	昭 和 3 2 年 度
	当 初 計 画 额	変 更 計 画 额	比 較 増 減 (△)
(貸 方)短期負担金定期利息及配当金入	37,160,900 12,386,900 467,000 —	39,320,900 13,106,900 467,000 —	2,160,000 720,000 — —
合 計	50,014,800	52,894,800	2,880,000
(借 方)保り休附給付付金	41,510,400 289,000 2,088,400 19,300 3,670,000 330,000 2,107,700	41,510,400 289,000 2,088,400 19,300 3,670,000 330,000 4,987,700	— — — — — — 2,880,000
合 計	50,014,800	52,894,800	2,880,000

00182

昭和32年12月17日 火曜日 鳥取県公報 第2880号 20

21 昭和32年12月17日 火曜日 鳥取県公報 第2880号

事項 内
昭和32年度当初計画

事項	内 容	
	昭和32年度当初計画	昭和32年度変更計画
1 人件費及び事務費の最高限度	職員給与 2,959,600 旅費 2,023,600 事務費 522,500 413,500 816	3,082,600 2,108,600 522,500 451,500 816
2 組合員1人当たりの額	月 68 200,000	月 68 200,000
3 借入金	長期経理より一時借入金として	長期経理より一時借入金として

業務經理予定賃借対照表

科 目	昭和32年度末		比較増減(△)
	当初計画額	変更計画額	
(借 方)	520,300 300,000 250,000 — 3,000 170,700 1,244,000	415,000 300,000 60,000 10,000 3,000 317,700 1,105,700	△ 105,300 △ 190,000 10,000 — 147,000 △ 138,300
(貸 方)	原価却引引当金 退職給与 合 計	21,600 193,800 1,028,600 1,244,000	25,400 205,300 875,000 1,105,700
			3,800 11,500 153,600 138,300

00192

業務經理予定損益計算書

00184

昭和32年12月17日 火曜日 取島県公報 第2880号 22

C-135
00185
第2880号

昭和32年12月17日 火曜日 取島県公報 第2880号 22

科 目 (借 方)	宿泊經理予定貸借対照表		比較増減(△)
	昭和32年度末 当初計画額	昭和32年度末 変更計画額	
預金品益物置具品木地權費用	1,269,800	730,200	△ 539,600
金	150,000	150,000	50,000
金	265,000	315,000	-
金	50,000	50,000	-
金	1,000	1,000	-
支	8,769,000	11,158,000	△ 2,389,000
支	880,000	762,000	118,000
支	210,000	264,000	54,000
支	21,000	21,000	-
支	1,688,400	2,332,300	643,900
支	4,533,000	30,000	30,000
支	100,000	4,814,000	281,000
支	24,000	80,000	△ 20,000
支	412,000	24,000	-
合	18,373,200	274,000	△ 138,000
合		2,105,500	△ 2,632,300
合			2,500,000
合			100,000
合			-
合			83,000
合			-
合			-
合			-
合			51,800
合			2,632,300

事 項	宿泊經理総則		答
	昭和32年度当初計画	昭和32年度変更計画	
1 繰入金	短期経理より繰入れ 3,670,000	短期経理より繰入れ 3,670,000	
2 借入金	14,000,000 6,000,000 6,000,000 2,000,000	16,500,000 6,000,000 6,000,000 4,500,000	
3 不動産の取得	運合会販付經理 長短期 經理 未賃未構 機器立土引前 959,800 510,000 449,800	16,998,000 4,814,000 12,184,000 (構築物、機械及装置を含む)	
4 人件費及事務費の最高限度	職員給与費 旅費 業務 1,505,800 1,181,000 174,000 150,800	1,427,300 1,017,900 216,200 193,200 (構築物、機械及装置を含む)	

宿泊経理予定損益計算書

科 目	昭 和 3 2 年 度 初 計 画 領	昭 和 3 2 年 度 変 更 計 画 領	昭 和 3 2 年 度 比較増減(△)
(貸方)収入金	4,395,300 20,000	4,151,200 20,000	△ 244,100
(借方)支払総合	3,670,000 8,085,300	3,670,000 7,841,200	△ 244,100
(借方)賃料	1,147,100	1,017,900	△ 129,200
(借方)旅費	197,300	123,500	△ 73,800
(借方)事務費	174,000	216,200	△ 42,200
(借方)飲食費	150,800	193,200	△ 42,400
(借方)光熱費	118,800	324,000	△ 205,200
(借方)被服費	2,540,200	2,092,500	△ 447,700
(借方)修理費	42,900	184,500	△ 141,600
(借方)旅費	136,700	104,200	△ 32,500
(借方)事務費	20,200	20,200	△ 0
(借方)飲食費	1,200	1,200	△ 0
(借方)光熱費	475,300	578,000	△ 102,700
(借方)被服費	138,000	138,000	△ 0
(借方)修理費	7,500	20,000	△ 20,000
(借方)旅費	130,000	7,500	△ 130,000
(借方)事務費	10,000	10,000	△ 0
(借方)飲食費	21,300	29,000	△ 7,700
(借方)光熱費	62,600	62,600	△ 0
(借方)被服費	—	5,000	△ 5,000
(借方)修理費	194,600	194,600	△ 0
(借方)旅費	874,200	936,700	△ 62,500
(借方)事務費	110,500	110,500	△ 0
(借方)飲食費	1,532,100	1,341,900	△ 190,200
(借方)光熱費	8,085,300	7,841,200	△ 244,100

保 健 経 理 総 則			
事 項	内 容	答	
1 繰 入 金	定期経理より繰入れ 330,000	短期経理より繰入れ 330,000	
2 旅費の最高限度	23,100	30,100	

保健経理予定貸借対照表

科 目	昭 和 3 2 年 度 末	昭 和 3 2 年 度 末	比 較 増 減(△)
項 目	当 初 計 画 領	変 更 計 画 領	答
預 金	5,000	79,800	74,800
合 計	5,000	79,800	74,800
(貸 方)金	5,000	79,800	74,800
利 余 合 計	5,000	79,800	74,800

保健経理予定損益計算書

科 目	昭和32年度		比較増減(△)
	当初計画額	変更計画額	
(貸入方)緑利息及配当金	330,000	33,000	-
合計	333,000	333,000	-
(借生方)厚旅利益	304,900 23,100 5,000	223,100 30,100 79,800	△ 81,800 7,000 74,800
合計	333,000	333,000	-

県立鳥取市東町取田副所

昭和4年4月15日第3種郵便物認可

発行田火金